

# 外国人児童生徒受入初期対応ガイドブック



兵庫県教育委員会

## 目 次

### はじめに

外国人児童生徒受入にかかる資料の活用について（早見表）

### I 学校として行うこと

#### 第1章 受入の基本

- |   |                  |     |   |
|---|------------------|-----|---|
| 1 | 受入体制の確立          | ・・・ | 1 |
| 2 | 外国人児童生徒に対する理解と指導 | ・・・ | 5 |
| 3 | 外国人児童生徒を支える環境づくり | ・・・ | 6 |

#### 第2章 具体的な取組

- |   |                |     |    |
|---|----------------|-----|----|
| 1 | 受入時の対応         | ・・・ | 8  |
| 2 | 受入直後（約1週間）の対応  | ・・・ | 12 |
| 3 | 受入初期（約1ヶ月間）の対応 | ・・・ | 14 |

### II 教育委員会として行うこと

#### 第1章 外国人児童生徒の受入に備えて

- |   |         |     |    |
|---|---------|-----|----|
| 1 | 受入体制の整備 | ・・・ | 20 |
| 2 | 指導体制の整備 | ・・・ | 22 |

#### 第2章 外国人児童生徒の受入がわかった時の対応

- |   |               |     |    |
|---|---------------|-----|----|
| 1 | 関係部局との連携を深める  | ・・・ | 23 |
| 2 | 県教育委員会への迅速な報告 | ・・・ | 24 |

#### 第3章 受入直後（約1週間）の対応

- |   |              |     |    |
|---|--------------|-----|----|
| 1 | 支援者への理解を深める  | ・・・ | 25 |
| 2 | 学校の課題把握をすすめる | ・・・ | 25 |

#### 第4章 受入初期（約1ヶ月間）の対応

- |   |                     |     |    |
|---|---------------------|-----|----|
| 1 | 教材・情報などの集中管理と課題への対応 | ・・・ | 26 |
| 2 | 関係者間のネットワークの構築      | ・・・ | 26 |

### III 資料編

#### 資料1 初期指導に役立つ教材等一覧

- |   |                |     |    |
|---|----------------|-----|----|
| 1 | 初期適応指導に役立つ教材   | ・・・ | 28 |
| 2 | 教師の教材等作成に役立つ教材 | ・・・ | 29 |
| 3 | 教科指導に役立つ教材     | ・・・ | 29 |

#### 資料2 子ども多文化共生センターにある参考テキスト一覧

- |   |                |     |    |
|---|----------------|-----|----|
| 1 | 日本語初期指導テキスト    | ・・・ | 31 |
| 2 | 教科学習参考テキスト（国語） | ・・・ | 33 |

#### 資料3 翻訳文書作成等に役立つウェブページ一覧

#### 資料4 その他・初期指導に役立つホームページ一覧

#### 資料5 外国人児童生徒にかかる教育相談先等一覧

#### 資料6 関係機関・団体一覧

## はじめに

近年、外国人県民は増加の傾向にあります。また、国際結婚、経済のグローバル化の進展等により、国を越えた人の移動が活発化しています。2018年12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、今後も外国人県民は増加していく可能性があります。

このような中で、県内の公立学校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校）には平成30年5月1日現在、3,152名の外国人児童生徒が在籍しています。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,002名で、281校に在籍しています。また、出身国もさまざま、その言語は30言語にわたります。

これまで、外国人児童生徒の居住は大都市や大都市近郊など、限られた地域に集中する傾向がありましたが、近年では全国的に散在化が進んでいます。兵庫県でも、外国人児童生徒の居住は県内各地域に広がり、散在化と多言語化がすすんでいます。

このような状況から、全ての学校において、外国人児童生徒の受入に関する理解を深め、その体制づくりと適切な支援が求められています。

外国人児童生徒の受入において特に重要なのは「初期対応（受入後1ヶ月）」です。日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への早期適応や日本語理解は、初期対応のあり方によって大きく異なると言われてしています。

このたび、「初期対応」のあり方を示すとともに実践事例や教材等の資料を収録した『外国人児童生徒受入初期対応ガイドブック』を一部改訂しましたので、ぜひご活用ください。

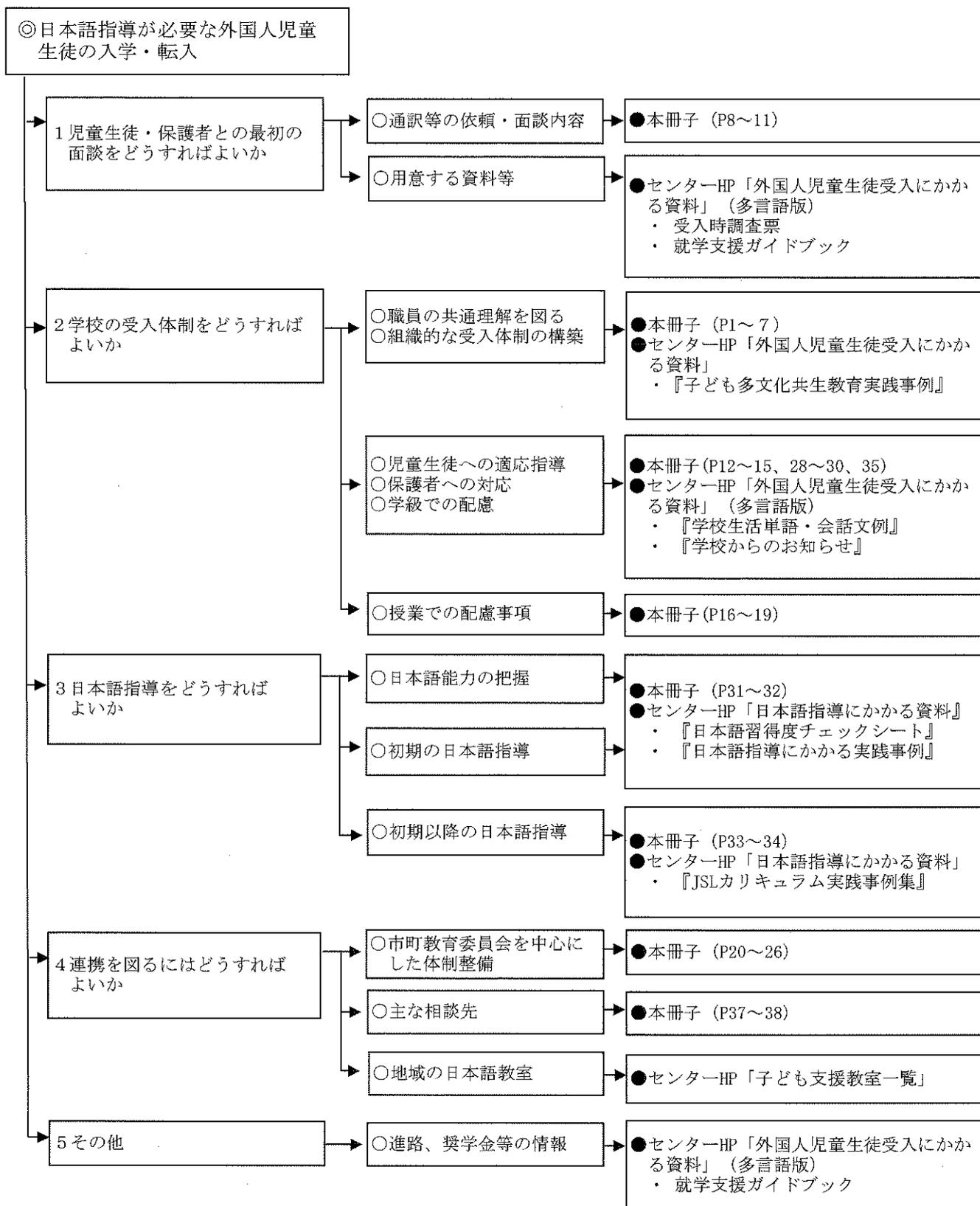
なお、「子ども多文化共生センター」のホームページには、これまでに作成した子ども多文化共生教育にかかわる関係資料を掲載しています。あわせてご活用ください。

→<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html>



## 外国人児童生徒受入にかかる資料の活用について（早見表）

内容については、本冊子の他にも、子ども多文化共生センターのホームページ（HP）上に別資料として掲載しています。この表を、探したい資料を見つける際の参考にしてください。



# I 学校として行うこと

## 第1章 受入の基本

### 1 受入体制の確立

日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入に当たっては、学校全体で取り組むことが必要である。担当者任せにならないよう、学校として組織的な指導体制を確立するには、特に、次の(1)から(3)に示す3点が重要である。

#### (1) 全職員の協力と共通理解

職員研修の機会を設け、外国人児童生徒の受入について全職員の協力と共通理解を図ることは、学校全体で取り組むことの第一歩である。そのためには、学校の実態を踏まえながら、計画的に研修を進めていくことが必要である。

外国人児童生徒の指導には、困難や悩みも多いが、外国人児童生徒の教育を担当する教師だけがそうした困難や悩みを抱え込むのではなく、学年、学校内の職員が連携を密にして、学校全体で取り組んでいくことが大切である。

#### 【全職員の共通理解を図るための学校の研修内容例】

- ① 外国人児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるようにするための学校行事の在り方や、学級運営、わかりやすい授業づくり等についての研修会
- ② 外部講師を招き、教職員の異文化理解を図るとともに、外国人児童生徒の教育上の課題解決に向けた研修会
- ③ 在籍学級と日本語指導教室（別室）、学校と国際交流協会等、連携の在り方に関する研修

#### ア 受入の基本方針

学校全体の受入体制を整えることにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒が転入した学校で歓迎されていると実感するとともに、日本語を学習して学校生活に慣れ、たくさんの友だちをつくりたいと思うような環境整備をすることが大切である。

そのため、学校における受入の基本方針は、県の「人権教育基本方針」及び「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を踏まえ、外国人児童生徒が、自分の国や文化に誇りをもつとともに、個に応じた教育を受け、お互いを尊重しながら共に学ぶ中で、すべての児童生徒に「豊かに共生する心」をはぐくむことを受入の基本に置くことが必要である。

## イ 組織の中での明確な位置づけ

学校全体で取り組むためには、「子ども多文化共生教育推進委員会」など、中核となる校内委員会を学校組織の中に明確に位置づけることが重要である。

## ウ 役割分担の明確化

学校全体で取り組むことを確認した上で、管理職を含めた役割分担を明確にすることが必要である。

### 管理職

管理職自らが、外国人児童生徒の教育実践をすすめていく上での要であることを自覚することが大切である。

管理職のリーダーシップのもと、教育委員会をはじめ、地域の国際交流協会などの各種団体や、受け入れに実績のある他の学校等との連携を積極的に推進することで、児童生徒の受入準備の段階から、指導方法やカリキュラムの作成などにも有益な情報を得ることができる。

特に中学校の場合は、小・中連絡会の開催が大切である。これによって、入学後の指導を円滑に行うことができる。

### 【全職員で取り組む意識を高めた校長の実践事例】

私自身が、まったく外国人児童生徒を受け入れた経験がなく、素人からの出発でした。自分がわからないことを、管理職だけで考えるのではなく、「みんなどうしたらええんやろ」と、職員室での普段の会話の中で職員に話しかけていきました。

10名近くの職員が先進校の視察に行きたいと希望を出してきた時には、予算もないけれど、「担当者だけ行かせてもあかん。みんなを勉強させたい。」と思い、「何とか行かせてやれんやろか」と市教育委員会にかけあいました。教育委員会の担当者も「校長先生の熱意に敬意を表して」と予算を工面してくれました。

すぐに職員室で「認めてくれたぞ」と報告すると、歓声があがり、教育委員会も全面的に協力してくれることを職員も実感したのです。

得た情報は、何でも職員に提供し、一人一人の教師に声をかける機会も多くとるようにしました。何でも言える雰囲気は職員室にはあります。

### 学 年

学年の教師は、学級の壁をつくらず、横の連携を図り、研修を深めながら児童生徒の実態に応じた支援体制をとることが必要である。

### 担任・担当教員

広く教職員に情報発信をするとともに、人権教育担当、子ども多文化共生教育担当及び生徒指導担当等と連携・協力し、全教職員の意識を高めることが大切である。

#### 【全教職員の意識を高めた担当教員の実践事例】

私たちの学校では、次の3つを合い言葉として、授業改善に全教職員で取り組んできました。

① 発問にこだわろう ② 内容を精選しよう ③ 視覚に訴えよう

何度も大学の先生に授業をみにきていただき、指導案づくりにも助言を受けました。他市や他府県の日本語指導の研修会にも積極的に参加し、そこで学んできたことを全教職員で共有しました。

教室に外国人児童生徒がいることは、クラスの他の子どもたちにとっても、異文化に触れ、外国に関心を持てる絶好の機会ととらえ、「外国人児童生徒は宝石の原石のようなものだ」と訴え続けました。

## (2) 効果的な指導体制の整備

いわゆる「取り出し指導」などの特別な指導体制をとる場合、学級担任と担当教員は、連絡・相談を密にして、指導の一貫性を図ることが大切である。また、在籍学級での指導を中心とする場合にも、放課後の補充指導や教材の工夫などによって、学習環境を整備していく必要がある。

#### 【センター校の取組例】

センター校であるA中学校では、授業中および放課後において、JSLカリキュラム（※）を活用した教科指導および日本語指導を実施しています。

目標を教科書の内容が理解できることとして、教科の中では生徒が最も学習に苦勞する社会科等で取り出し授業を実施しています。

日本語で授業を受けることができる力を身につけさせるため、地域にある大学と連携して日本語入門クラス（日常生活に必要な日本語理解の促進）と日本語移行期クラス（教科学習に必要な日本語の習得促進）の2つのクラスを設けています。指導者1名あたり1名～2名の生徒を担当し、放課後毎日約90分間、日本語指導を続けています。市内の他の中学校からも対象生徒が放課後のJSL教室に参加しています。

学級担任との連携で工夫していることは、日記指導です。明日の連絡や持ち物などを書く連絡帳ですが、一日を振り返らせる日記を日本語指導の一環として書かせています。翌日、担任が日記を読み、生徒に励ましのコメント等を書き込んで、下校までに返しています。（※）☞14頁参照

### (3) 個に応じた指導内容の工夫

外国人児童生徒は、個々の生活背景や日本語理解の程度が異なっており、その実態や発達段階を踏まえて、指導内容や方法を工夫することが必要である。

当該児童生徒の自己実現に向けて生活や学習を支援するだけでなく、ちょっとした教師による工夫が、彼らに自信と誇りを持たせることにつながる。

#### 【自分の思いを伝えられない児童への指導例】

Jはブラジルから本校の3年生に編入してきました。編入当時は、挨拶と自分の名前くらいしか話せませんでした。何とかひらがなの読み書きはできました。Jは最初から「ぼく、日本語へたくそ。分かりません。」と言い訳ばかり言うので、クラスの中では浮いた存在になっていました。また、学校生活に慣れるにつれ、ちょっとしたことで友だちと衝突することが多くなりました。自分の思いをうまく伝えられず、心が不安定になっていたのです。

そこで、Jに対しては、元気よく挨拶できることをほめたり、放課後に一緒に過ごしたりして、Jの心の中の理解に努めました。また、後に編入してきたTと2人で競い合いながら学ぶようにもなりました。

現在は、担任と国際学級担当者が連絡を密にして、できる限りJに対して声かけを多くしながら指導しています。Jも次第に落ち着きを取り戻すようになりました。

#### 【個に応じた学習指導の実践例】

本校では、在籍学級での学習に対するつまずきや悩みには、主として日本語学級で取り組むようにさせています。漢字学習に関しては、小学1年生の漢字から級を設けて、読み仮名や母語の訳を付けたものを与えて定着を図っています。

作文に関しては、日本語教室で準備をさせてから、在籍学級での学習に取り組むようにさせています。四則計算に関しては、在籍学級との連携を図りながら、日本式の計算方法もできるように指導しています。母国での計算方法が定着している場合は、日本式で無理にやるようには指導しなくても、短時間で日本式計算方法も覚えます。母国での計算方法が定着していない場合は、日本式で最初から指導しています。

補充テストによってテストの点が上がると、喜びも大きく、学習意欲も高まるようです。

## 2 外国人児童生徒に対する理解と指導

受入当初においては、慣れない環境に突然入ってきた外国人児童生徒の不安や戸惑い、緊張感を少しでも取り除き、生き生きとした学校生活を送れるようにすることが大切である。そのためには、教職員一人一人が、指導者自身の人権意識が学習者にとっての重要な学習環境であるとの認識に立ち、人権意識の高揚に努めながら、外国人児童生徒への理解を深め、指導をすすめることが重要である。

### (1) 外国人児童生徒に対する理解の観点

外国人児童生徒の理解を促進するためには、まず、教員自身が、外国人児童生徒の母国の文化や生活習慣等に理解と関心をもつことが必要である。一人一人の外国人児童生徒に、心を開き、明るく声をかけるなど、当該児童生徒の思いに寄り添いながら、温かなまなざしで接することが大切である。また、次のような観点到に配慮することによって、より効果的な指導を行うことができる。

- ① 外国人児童生徒一人一人の生活歴、教育歴、学習状況、健康状態、家庭状況等についての的確に把握する。
  - ② 外国人児童生徒一人一人の将来の夢や進路の希望、また、保護者の学校や子どもの将来に対する要望等についての的確に把握する。
  - ③ 外国人児童生徒の行動について、その背景にある思いや考えを受け入れようとする。
- ※ 学習にあまり熱心に取り組んでいないように見える場合でも、学習意欲がないと決めつけず、その背景を理解するように努める。母語を話すことのできる子ども多文化共生サポーターや市町のボランティア等を通じて、外国人児童生徒の思いを的確に把握することが、適切な指導につながる。

### (2) 外国人児童生徒への関わり方

多くの外国人児童生徒は編入学当初、日本語がまったく分からず、日本の学校生活についても知識や経験がない。「友だちができるのか」「勉強についていくことができるのか」など、多くの不安を抱えながら、生活している。

まず必要なことは、学校の様子やきまりをていねいに教え、学校生活についての理解を深め、学校への安心感を持たせることである。

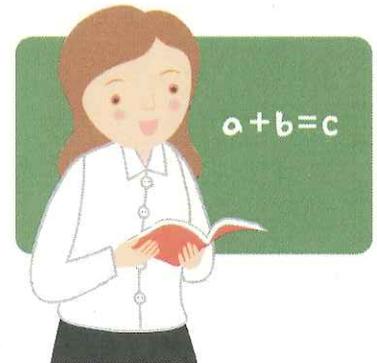
次に、繰り返しほめて自信を持たせるようにしたり、「分かった!」「出来た!」という学習経験を積み重ねたりして、将来への希望を持ちながら日々積極的に学んでいけるように支援することが大切である。

### (3) 分かりやすい授業づくり

外国人児童生徒がいるからといって、その子どもたちのことのみを考えて授業を行うことはできない。どの子どもたちにも分かるような授業づくりをすすめていくことが大切である。

まず、外国人児童生徒の実態を把握することが必要である。それをもとに、言葉を精選した分かりやすい発問、つまづきが予想される語句への説明準備、理解を促すための具体物や半具体物の活用、毎時間の理解状況を確認できる評価の工夫など、分かりやすい授業をすすめていくことが大切である。

外国人児童生徒に分かりやすい授業を進めることは、すべての児童生徒に分かりやすい授業を進めることであり、すべての子どもの学力向上につながる。



## 3 外国人児童生徒を支える環境づくり

文化の異なる環境で育ち、日本での生活や文化に戸惑いを感じている外国人児童生徒を支える環境づくりには、多文化共生の視点が欠かせない。多文化共生とは、すべての児童生徒が異なる文化や価値観など互いの違いを認め尊重し合い、真に対等・平等な関係の中で共に生きて行くことを意味している。この考え方の根底には、人として共に同じ存在であるという人権尊重の視点がある。

### (1) 日本人児童生徒への指導

外国人児童生徒の円滑な受入には、日本人児童生徒の受容的な意識や態度が大切である。編入学当初は興味があつて近づいていた日本人児童生徒が、慣れるに従つて次第に遠ざかる態度を示したり、生活習慣の違いなどから対立関係になったりすることがある。こうしたことが起こらないように、日本人児童生徒と外国人児童生徒との相互理解を深めるような学級づくりが必要となってくる。

このためには、外国人児童生徒が異なる言葉、文化、習慣、価値観の中で育ってきていることを日本人児童生徒にも十分理解させ、共に生きる豊かな心を育むことが大切である。受入を機会に、多様な文化に興味・関心をもたせ、異なった考え方やものの見方を受け入れられるような指導の工夫が求められる。

### (2) 仲間づくり・学級づくり

外国人児童生徒が学校や学級の中で孤立することなく、温かく迎え入れられるためには、支え合う仲間づくりをするための配慮が必要である。

全校集会で外国人児童生徒を学校全体に紹介したり、在籍学級で歓迎会を実施したりする取組などは、その一例である。

また、交流の機会を多くするなど、外国人児童生徒が自分自身で友だち関係を深めることができるよう支援していくことも大切である。

#### 【学級づくりの実践例—小学校】

1、2年生の生活科の時間を使って、クラスに在籍する外国人児童の母国である韓国・朝鮮やベトナムの遊びや歌などを体験させました。子どもたちはその国を“自分たちの友だちの国”としてとらえ、今まで以上に親しみをもち、楽しく活動することができました。

また、ゲストティーチャーの姿や言葉を通して、日本との違いに興味をもち、それぞれの国のすばらしさに共感することができました。

ベトナム人児童であるAは、当初、自分の母国のことを話すことに抵抗がありましたが、この学習に取り組む中で、自分から進んで両親からベトナムの遊びや言葉について教えてもらい、自分の母国のことも自信をもって友だちに語る姿が見られるようになりました。

### (3) 保護者、関係機関・団体、地域などとの連携

外国人児童生徒への教育効果を十分に上げるためには、日本人児童生徒に対する指導だけでなく、その保護者、関係機関・団体、地域等に対しても学校の取組への理解と協力を求めることが必要となる。保護者への説明や関係機関・団体、地域などとの連携には次のようなことが考えられる。

- ① 外国人児童生徒の受入を好機として、日本人児童生徒の国際理解や多文化共生の取組を進める。
- ② 受入や指導状況の説明、日本人児童生徒の対応や反応などを紹介する。
- ③ 保護者会などで、外国人児童生徒の受入についての理解と協力を求める。
- ④ 関係機関・団体、地域などと連携して、効果的な日本語指導を進める。

☞ 資料編(38p)「関係機関・団体一覧」参照

特に、地域との連携を図ることで、学校を拠点とする多文化共生ネットワークの構築を図ることができる。外国人児童生徒の母語を理解できる地域の人材を発掘したり、地域で活動している日本語指導のボランティア等と連携したりすることによって、外国人児童生徒及び保護者に対する支援体制が地域ぐるみで図られるようになるなどの効果がある。

また、地域の行事や子どもの行事に参加できるよう働きかけをすることで、交流を通じた相互理解が深まる機会にもなる。



## 第2章 具体的な取組



### 1 受入時の対応

#### ア 受入時までにしておく準備

##### ア 母語と日本語が分かる支援者の手配

受入時には、教育課程や学校のきまり等を保護者に理解してもらうためにも、母語と日本語がわかる人に同席してもらう必要がある。各学校においては、保護者ボランティアを募るなど、地域のボランティアバンクを整備しておくとともに、市町教育委員会や国際交流協会、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターへ、ボランティア紹介を依頼するなどの準備をすすめておく。

#### 【母語と日本語が分かる支援者の手配の方法例】

- ① 子ども多文化共生サポーター制度の活用
  - ・ 県教育委員会の事業で、日本での在留期間1年未満（県立学校は2年未満）の日本語指導が必要な外国人児童生徒等を対象に、母語を話せる支援者を派遣する制度。
  - ・ 市町教育委員会を通じて県教育委員会事務局人権教育課へ申請をする。
- ② 子ども多文化共生ボランティア制度の活用
  - ・ 外国人児童生徒を対象に日本語指導や通訳、翻訳、母語指導を行ったり、授業で異文化紹介を行ったりするボランティアを紹介する制度。交通費等は依頼者負担。
  - ・ 兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターへ申請する。
- ③ 多言語相談員制度の活用
  - 外国人児童生徒等とその保護者に対して、学校への受入に関する様々な説明、保護者面談、教育相談等を行うときの母語通訳者として多言語相談員を公立学校等に派遣する制度。
  - ・ 兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターへ申請する。

〒659-0031 芦屋市新浜町1-2 県立国際高等学校内  
TEL 0797-35-4537 FAX 0797-35-4538  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>

#### イ 保護者に理解してもらうことを順序立てて、整理しておく

一度に多くの事柄を保護者に伝えても、十分には理解できない。伝えたいこと、お願いしたいこと、知りたいことなどを簡潔に整理しておく必要がある。

#### ウ 保護者に面接を行うことを確実に伝える

事前に保護者へ、面接を行う場所、時間、面接内容などを伝え準備を促す。この時、口頭だけでは正確に伝わらないこともあるので、メモなどを書いて渡す方がよい。

## (2) 受入時の面接と学校ガイダンス

受入時の面接では、外国人児童生徒の母国や家庭での生活の様子や学習状況、また、日本語能力などを把握し、受入後の指導に生かすことが大切である。

### ア 面接を実施する際に配慮すべき点

面接を実施する際には、外国人児童生徒や保護者に対し、受容的な態度で接し、次のような点に配慮する。

#### a 安心できる雰囲気づくり

外国人児童生徒や保護者は、日本の生活習慣や学校生活について不安を抱えていることが多いので、緊張を和らげ、不安を取り除き、安心できる雰囲気での面接をすることが不可欠である。

そのような意味から、面接場所や机の配置にも配慮することが大切である。

#### b 受容的な態度

外国人児童生徒や保護者の思いや考えをじっくり聞こうという姿勢が出発点である。外国人児童生徒の母語を使って挨拶をするなど、受容的な態度と温かい雰囲気での面接を実施する。

#### c 信頼関係を築く

面接では、外国人児童生徒や保護者から質問を促し、その質問の一つ一つに誠意を持って答えるようにすることで、学校や教師に対する信頼感が生まれる。面接は、学校や教師と外国人児童生徒及び保護者との信頼関係を構築するための出発点となる。



## イ 面接で聴き取る事項

面接の際に、本人や保護者から聞いておくべき事項には次のようなものがある。その際、プライバシーに十分配慮することが大切である。

☞ 子ども多文化共生センターHPに掲載してある「外国人児童生徒受入時調査票」等を参照。

- ① 本人の名前（表記、発音）  
※ 名前の正確な表記や読み方は、児童生徒のアイデンティティの確立において重要である。
- ② 生年月日
- ③ 国籍の確認
- ④ 入国年月日
- ⑤ 言語（複数の言語を話す場合もある。）
- ⑥ 母国での履修状況
- ⑦ 日本の習得状況
- ⑧ 健康状態（持病、アレルギーなど）
- ⑨ 滞在予定（永住、一時滞在など）
- ⑩ 家族構成、緊急連絡先
- ⑪ 現在不安に感じていること
- ⑫ 児童生徒の将来（進路）について
- ⑬ 通訳できる知人等
- ⑭ 宗教などによる制限や習慣
- ⑮ 本人の性格
- ⑯ その他、学校に知らせておきたいこと



## ウ 面接において学校から説明する事項（学校ガイダンス）

学校からの説明事項として、次のようなものがあるが、保護者に対する説明が不十分であったため、あとでトラブルが生じることもある。

このような事態を避けるために、「相手の身になって」「相手の目線で」ということを絶えず考え、外国人児童生徒や保護者の理解を十分に得られるよう努めることが大切である。

一度にたくさんのことを説明しても理解できないので、必要なことは何度も繰り返し、時間をかけて伝えていくことが必要である。

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 学校行事      | ・・・学期の区切り、年間行事など   |
| ② 学校の1日     | ・・・始業・終業時刻、休憩時間、時間割など  |
| ③ 学校のきまり    | ・・・校則の主なもの   |
| ④ 教科書や持ちもの  | ・・・義務教育諸学校の授業料及び教科用図書は無償、資料集などの副教材は有償<br>家庭が用意する学用品、通学時の服装、体操服など |
| ⑤ 給食（弁当）や掃除 | ・・・給食（弁当）や掃除は初めての経験という場合もある                                      |
| ⑥ 通学路の安全    | ・・・通学路の確認、集団登校などの説明  |
| ⑦ 緊急時の対応    | ・・・警報やインフルエンザによる臨時休校など   |
| ⑧ 必要経費や集金   | ・・・給食費、教材費等の必要経費の集金方法  |
| ⑨ 就学援助      | ・・・奨学金制度や助成制度など  |
| ⑩ 連絡方法      | ・・・欠席の場合の連絡、緊急時の連絡先など  |
| ⑪ 保健関係      | ・・・身体測定、各種検診など   |
| ⑫ その他       | ・・・各学校にとって必要な事項  |

※ 日本の学校制度や高等学校進学、奨学金制度等に関する説明は、日本語以外 10 言語に翻訳された『就学支援ガイドブック』（兵庫県教育委員会）があるので参照のこと。子ども多文化共生センターのホームページからダウンロードできる。 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>



## 2 受入直後（約1週間）の対応

この時期のポイントとして、「学校は楽しく、安心できる場所」ということを外国人児童生徒や保護者に印象づけることが大切である。



### (1) 外国人児童生徒に対して

#### ア 歓迎会

- ・ 温かく迎えられたという気持ちを実感させる。
- ・ 周りの子どもたちとのゲームや共同作業を通じて心をなごませ、仲間づくりをすすめ、信頼関係とコミュニケーションを深める。

#### イ 学校紹介

- ・ トイレの場所や使い方、保健室や職員室等、学校生活に最低限必要な場所を案内し、実際に体験させる。
- ・ それぞれの場所に母語で書かれたカードを貼り、安心感を与える。

#### ウ 健康指導等

- ・ 「トイレに行きたい」「お腹が痛い」「頭が痛い」など、緊急の際に必要な言葉を母語と日本語で一覧表にし、本人に持たせたり、教室に掲示したりする。
- ・ 体の部位や病気の名称も、図や絵カードにして用意しておくとうい。

#### エ 給食指導

- ・ クラスのみんなと一緒に昼食をとることの意義等について説明する。
- ・ 食事のあいさつや、はしの使い方など、見本を見せながら指導する。
- ・ 座席等に配慮し、楽しい雰囲気食べられるよう配慮する。

#### オ 通学路の安全確認

- ・ 通学路を実際に歩いて、交通ルールや危険な場所、子ども110番の家などについて教える。歩行者は右側通行である点、信号機の見方、横断歩道の渡り方などについて留意する。
- ・ 集団登下校を実施している場合、その実施方法、集合場所などを教える。
- ・ 通学に慣れるまで、保護者の付き添いを依頼する。
- ・ 保護者とともに危険な場所を確認し、安全への意識づけを行う。

#### カ 緊急時の対応

- ・ 迷子になったり、不審者に後ろをつけられたりして、助けを求めたい状況になった時の対応の仕方などを教える。
- ・ 緊急時の連絡先、学校や担任の名前等を書いた「緊急連絡カード」を持たせる。

## (2) 保護者に対して

本冊子の資料編に収録している各種連絡文や『就学支援ガイドブック』（前掲）等を活用し、学校や学校生活への理解をさらに深める。

## (3) 日本人児童生徒に対して

世話好きな児童生徒を外国人児童生徒の席の近くに配置したり、外国人児童生徒の出身国を扱った資料を掲示したり、図書（会話集・辞書など）を置くなど配慮して、学級全体で外国人児童生徒を温かく受け入れる取組をすすめる。

## (4) 支援者（子ども多文化共生サポーター等）と連携して

支援者が毎日学校にいる訳ではないので、最低限のコミュニケーションがとれ、緊急時に対応できるような日本語と母語が記載された「一覧表」を作成し、教室に掲示する。また、授業以外の時間を活用し、支援者を介して外国人児童生徒と積極的に関わり、信頼関係を築き上げるようにする。

さらに、支援者と一緒に、家庭の状況、放課後の過ごし方、通学路などについて共通認識しておくことも大切である。支援者との円滑な連携により、外国人児童生徒や保護者の心の安定は図れる。逆に、十分な意思疎通がなされない場合は、支援者を含め、外国人児童生徒に孤立感を味あわせてしまう結果を招くことになるので、配慮が必要である。

### 【県の派遣する子ども多文化共生サポーターとの連携で留意する点】

- ・ サポーターは補助的な立場である。単独で学習指導をさせたり、任せっきりにしたりしないこと。
- ・ サポーターが勤務しやすく、適切かつ効果的な支援を行えるように、サポーター用の教科書や教材、机、椅子などの環境を整備すること。
- ・ サポーターには、事前に、学校行事予定や次時の授業内容等について、伝えておくこと。
- ・ 管理職、担当教員、学級担任等とサポーターとの連携を密にし、相互の信頼関係を築くこと。

## (5) 諸帳簿の整備

- ・ 指導要録の作成については、名前欄は本名を記載する。ふりがなについては、本人等の希望を尊重し記入する。なお記入にあたっては、母国語の発音に近い表現を用い、通称名を書く場合は、名前に続いて括弧書きで記入する。
- ・ 生年月日については、西暦で記入することも可能である。その際、誤りなく伝達するために、元号を併記することは差し支えない。

### 3 受入初期（約1ヶ月間）の対応

この時期のポイントとして、「学校には友だちがいて、楽しく過ごせる。また、日本語や教科等の勉強ができる」ということを外国人児童生徒や保護者に実感させることが大切である。



#### (1) 児童生徒に対して

##### ア 学校生活に必要な言葉の理解を促進する

- ・ あいさつ
- ・ 時間や場所、各教室などを表す言葉
- ・ 指示を表す言葉 など

##### イ 先生や友だちに「どうすればよいのか」をたずねる力をつける

- ・ 困ったとき、分からないときなど、そのままにしない

##### ウ きまりや日課などについて指導する

- ・ 始業時刻に遅れない
- ・ 宿題を必ずしてくる など

##### エ 日本語指導について

- ・ 外国人児童生徒の教育の中で大きな比重を占めるのが、日本語指導である。
- ・ 日本語指導には大きく分けて、初期指導型と教科指導型の2種類がある。
- ・ 初期指導型は適応指導の一環で行われ、ひらがなやカタカナの習得、簡単な日常会話などの日本語習得をめざす指導である。一方、教科指導型は在籍学級で行われる教科の授業内容を理解する日本語能力の習得をめざす指導である。外国人児童生徒の実態に応じた指導が大切である。
- ・ 教科指導型には文部科学省が開発した「JSLカリキュラム」による指導方法がある。詳しくは、以下のホームページを参照のこと。

#### 【JSLカリキュラムについての情報・参照先】

- ① 文部科学省初等中等教育局国際課 ホームページ CLARINET へようこそ  
(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関する総合ホームページ)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/)
- ② 兵庫県教育委員会子ども多文化共生センター ホームページ  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center> など

#### (2) 保護者に対して

##### ア 学校生活や学習状況に関心を深めさせる

保護者への連絡を大切にし、外国人児童生徒の交友関係や心の状態、日本語の習得状況や学習状況などサポーター等を通して連絡し、関心を深めさせる。

### イ 学校についての理解を深めさせる

翻訳した「学校便り」や「学級通信」を配付して、学校や学級の様子に関わる情報を知らせる。また、学校行事や特別活動についての説明を十分に行い、その意義やねらいについて理解を深めさせる。

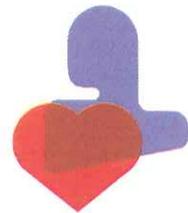
### ウ 保健関係についての理解を深めさせる

保健関係の文書を通して、児童生徒の健康増進にかかる諸検査及び健康診断の実施についての理解を深めてもらう。

### エ いつでも相談できることを伝える

困っていることや、悩んでいることを早めに学校に知らせてもらうように伝えておくとともに、いろいろな相談窓口があることを知らせる。

☞ 資料編（37p）の『外国人児童生徒の教育相談先等一覧』参照



## (3) 日本人児童生徒に対して

外国人児童生徒への理解を一層深め、「豊かに共生する心」を育成することが大切である。そのためには、国際理解教育、開発教育などをすすめ、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を促すとともに、日本と外国をめぐる歴史的な経緯や社会的背景などを理解し、コミュニケーション能力を身につける取組が必要である。

本冊子の資料編で紹介しているような先進校の取組（『子ども多文化共生教育実践事例』）を参考にしたり、他団体と連携を図り、その実施する事業を効果的に活用したりすることも効果的である。

#### 【他団体と連携した事例－JICA「開発教育支援プログラム」の活用】

独立行政法人国際協力機構兵庫国際センター（JICA兵庫）には、青年海外協力隊のOB/OGや、来日中の開発途上国からの研修員など、国際教育に携わる人材を学校へ講師として派遣する「学校訪問プログラム」がある。

詳細は、ホームページを参照のこと。 <http://www.jica.go.jp/hyogo/>

#### (4) 指導計画の作成と授業での配慮事項

##### ア 指導計画の作成

指導計画作成においては、外国人児童生徒に対する理解を深め、以下の点に留意することが大切である。

- ・ 日本語の習得状況や学習能力を把握したうえで、指導計画を立てる。
- ・ 教科の指導目標と日本語の指導目標を設定した計画を立てる。
- ・ 学習内容の精選化と重点化をすすめ、授業にメリハリを持たせる。
- ・ 授業を分かりやすくするための教材や教具などを工夫し、整備する。

※ 日本語の習得状況の把握については、本県作成の『日本語習得度チェックシート』等がある。指導計画（例）等とあわせて、子ども多文化共生センターのホームページに掲載している。

##### イ 授業での配慮

言葉が分からず授業に参加している外国人児童生徒たちの内面に思いをめぐらし、分かりやすい授業を行い、励ましながら、長い目で成長を見守ることが大切である。

##### A 話し方に気をつけて

ゆっくり、はっきりした口調で、長い文章や複文はさけ、できるだけ単文で話す。また、大切なことは繰り返して言う。文末の語尾は、「～ます。」「～です。」を使う。分からない表情をしていないかなどに気をつけるとともに、分からない時は、「分からない」とはっきり言うように指導する。

##### B 説明には、実物や絵・図・写真などを使って

言葉が分からなくても理解しやすいように実物を用意したり、絵や図を使って説明したりするなど、授業に興味をもてるように工夫する。また、日本の児童生徒と同じプリントでは分かりにくいので、仮名や図解をつけるなどの工夫を加える。



##### C 教科書や板書にふりがなをつけて

来日して1ヶ月もすると、ひらがなやカタカナが読めるようになる。ふりがながあれば、辞書で調べることも可能である。

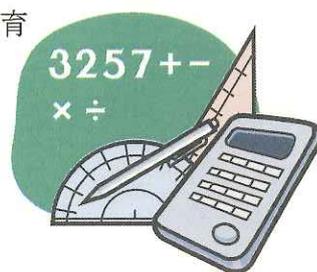
ふりがなづけは、学級担任一人で取り組むのではなく、学年や学校全体、あるいは、ボランティアを活用するなどして、外国人児童生徒を支援する体制を整える。

## D 外国人児童生徒に活躍の機会を

学級の中で活躍の場があることは、自信と自尊感情を高める。外国人児童生徒の出身国の文化などに関する内容を学習する時などには、外国人児童生徒が活躍する場を設ける。

## E 各教科での留意点

音楽や家庭科の授業がないブラジルなどのように、各国の教育課程や制度は異なる。これらのことを理解した上で、指導を行う必要がある。☞資料編（36p）等を参照。



### 【国語】

- ・ 同じ漢字でも、筆順が日本と違う場合がある。
- ・ 漢字文化圏の国でも、学校で毛筆指導のない国がある。

### 【社会】

- ・ 歴史、地理、公民の各分野で固有の表現が多い。
- ・ 小学校で歴史、地理を指導しない国がある。

### 【算数・数学】

- ・ 学習内容に大きな相違はなく、共通なものが多いが、数字の形や割り算の記号、筆算の仕方等が異なる場合もある。ポルトガル語では「個」「本」などの助数詞がない。
- ・ 国によっては、四則計算の訓練があまり行われず、高学年でも指を使って計算することもある。（日本では「10の固まり」で繰り上がりや繰り下がり指導するが、ブラジルでは指導者や学校によって教え方が様々で、「10の固まり」を教わっていない場合もある。）
- ・ 定規、コンパス、分度器等の使い方に慣れていない児童生徒がいる。

### 【理科】

- ・ 自然現象や季節感に違いがあることから、日本の自然をもとに学習すると、これまでの知識や思考に混乱が生じることがある。
- ・ 小学校で理科を指導しない国もあり、実験や観察などの経験のない児童生徒がいる。

### 【英語】

- ・ 会話力があっても文章を書けない児童生徒がいる。また、文法の基礎ができていないこともある。
- ・ 母語の影響を受けた発音をする場合がある。

### 【保健体育】

- ・ 水泳の授業をしない国がある。運動会のない国もある。
- ・ 保健分野の指導をしない国がある。
- ・ 他人の前で着替えたり、肌を見せることを恥ずかしいと思ったり、そのような文化のない国もあり、体操服等に替える際に配慮が必要である。

### 【音楽】

- ・ 楽器演奏の経験がほとんどない児童生徒がいる。
- ・ ハーモニカやリコーダーを見たことがない児童生徒がいる。

### 【図画工作（美術）】

- ・ クレヨン、色鉛筆は使ったことがあるが、水彩絵の具は使ったことのない児童生徒がいる。

### 【その他】

- ・ 道徳、生活科、総合的な学習の時間の内容については、指導していない国が多い。

#### 【中学校の教科用語の翻訳に関して】

『学校教育におけるJSLカリキュラム中学校編』（文部科学省）に詳しく紹介されているので、参考になる。社会科、数学、理科の各教科の教科用語が、ポルトガル語など8カ国語に翻訳されている。

※ 上記資料は子ども多文化共生センターにある。また、下記のホームページでも閲覧できる。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm)

## (5) 支援者（子ども多文化共生サポーター等）と連携して

学校生活も1週間以上経過し、少し学校にも慣れてくる頃であるが、文化の異なる日本での学校生活や、言葉が十分に分からない状態で勉強をすすめなければならぬため、不安な気持ちでいっぱいである。

### ア 信頼関係を深める

母語が話せる支援者は、とても心強い存在である。支援者と協力して外国人児童生徒の心の状態を考察するとともに、学習面や生活面で困っていることなどをきめ細かくていねいに把握する。そして、外国人児童生徒を安心させ、信頼関係を十分深めることが、学習指導を円滑にすすめる基礎となる。

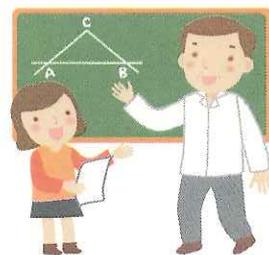
### イ 指導計画の周知と計画の推進

この時期、外国人児童生徒の日本語学習の課題や各教科での学習課題が徐々に明らかになってくる。明らかになった学習課題をもとに、一人一人に応じたきめ細かな指導計画を作成する。その計画を、支援者へ周知し、計画に基づいた取組を連携して進めていくことが大切である。

また、学校外の支援者との連携を深め、指導の効果を高めることも大切である。地域の「日本語教室」の指導者や外国人を支援しているNGO/NPOなどの諸団体や地域の方々との連携・協力なども、この時期に進めておく。

## ウ プリント類の翻訳や整理

学校から家庭への通知文等、サポーター等に翻訳を依頼する機会がどうしても増える。授業に必要な持ち物等についての連絡は、毎日のことである。「はさみ」、「のり」など、いくつかの単語を翻訳してもらい、あとは担当が○をつければ済むような様式を作成しておく、効率的である。



また、一度作成した翻訳文書等は、新たな外国人児童生徒の転入に備え、学校にデータとして整理・保管しておくようにしたい。

### 【担任と協働して～あるサポーターの実践事例～】

- 1 日常生活や学校を題材に、ローマ字表記の日本語とポルトガル語を対比させた本を使い指導しました。すると、日本語の習得が非常に早くなりました。

また、担任の賛同を得て、作文の時間にポルトガル語で書かせ、私が翻訳し、担任がクラスみんなに紹介する方法で指導しました。本人にとっては、この方法が日本語に親しむ一助となり、友人も増えました。

子どもは言葉を十分に理解できなくても、クラスでの対応にとっても満足したようです。心の安定が図られた結果、学習意欲も高まり、日本語理解も進んだと考えています。

- 2 「このままのやり方でいいのか？」という問いかけを常にしながら、日々、子どもたちに接しています。私たちサポーターの仕事は、すぐに成果が現れないので不安になるときもありますが、焦らないで先生方と協力しながら進めていくことが大切だと思っています。

学習言語（学習の時間だけに使うような言葉）の習得、心の安定、母語での支援など、求められている支援内容が一人一人違うので、常に「今、この子にとって何が必要なのか」を考えながら、先生方と話し合っています。

また、外国人の子どもたちだけでなく、クラスの子どもたちとも関わって、スペイン語や南米のことを教えたりしています。給食の時間も貴重な時間です。一緒に食べながら、南米の食べ物や遊びなどについて、子どもたちに話をするように努めています。

最初の頃は、私が通訳しなければ通じなかったのに、数ヶ月経つと、子ども同士で片言の会話をするようになります。このような光景にふれると、サポーターをやっていて良かったと実感します。

- ※ 子ども多文化共生センターのホームページに「子ども多文化共生サポーターQ&A」が掲載されている。サポーターの疑問に答える形で作成したものが、教職員にとっても、指導のヒントにもなる。サポーターとの共通理解を図る上で、ぜひ参考にされたい。

## Ⅱ 教育委員会として行うこと

### 第1章 外国人児童生徒の受入に備えて

#### 1 受入体制の整備

近年、日本の企業で働く外国人、海外から家族を呼び寄せる事例が多くなっており、これまで受け入れた実績のない市町や学校に、いつ、日本語指導が必要な外国人児童生徒の転入があるか予測できない状況がある。

その時になって、担当者が混乱し、対応が遅れないよう、準備を進めておくことが肝要である。次の例に示すような項目が整備されているかどうか、折にふれ点検し、改善への努力を続けたい。また、近隣市町との連絡会等でも、情報交換の場を設け、各市町がもつ通訳や支援者、多言語版で作成した文書等を、市域を越えて相互活用できるようなシステムづくりに向け、協議を進めていきたい。

項目	実施状況	点検
1 就学相談窓口の整備	外国人に対応できるスタッフがいる	
	外国人に対応できるスタッフ確保の方法を知っている	
	就学ガイドや学校案内等の多言語版を置いている	
	就学ガイドや学校案内等の多言語版を作成する手段や他市町の情報等を知っている	
2 外国人児童生徒の実態把握	学校基本調査等の実施に際し、不就学者の実態把握を行っている	
	現在、市内公立学校園に在籍している外国人幼児児童生徒の状況を把握している	
3 受入体制の整備	受入に際し、日本語指導教室を設置している等、特別な配慮を行う学校がある	
	市費で学校園に通訳等を派遣する制度を設けている	
	県教委や市国際交流協会等、関係機関と連携し、通訳等を派遣する制度を活用している	
	地域で通訳や指導協力者等の人材を育成している	
4 指導体制の整備	外国人児童生徒に関する研修を実施している	
	受入のない学校も含め、市町内担当教員の集まる連絡会等を開催し、受入校の取組等を発表・交流する機会を設けている	

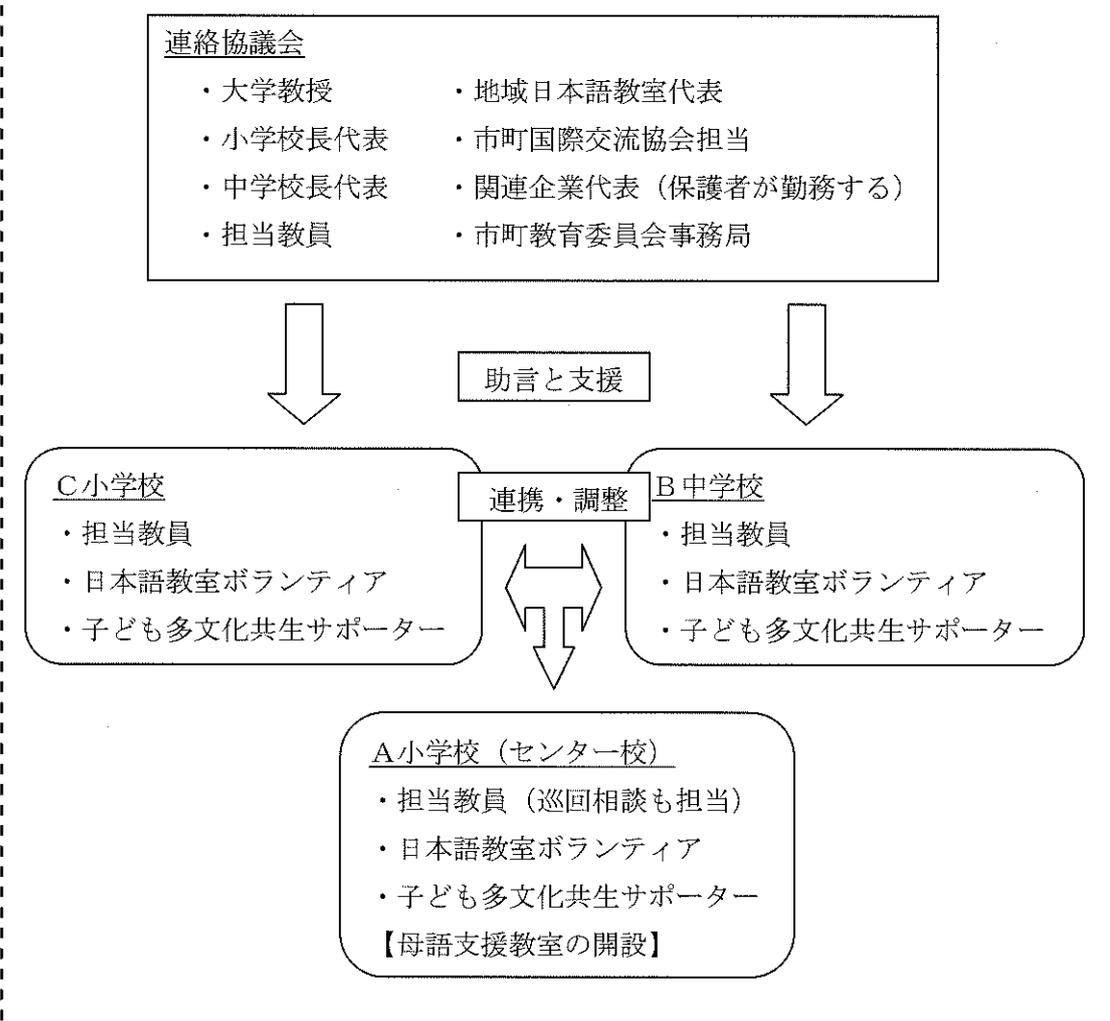
※ 上記項目は、文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」を参考に作成

また、外国人児童生徒の受入にあたり、教育委員会だけでは整備しきれない部分が多分にある。国際交流協会やNPO等外国人関係団体、大学研究機関等との連携を強く構築しておくことが大切である。

本県では、平成12年の「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定以降、関係者による会議を積み重ね、県としての施策を打ち出してきた。

市町教育委員会においても、連絡協議会等を設置し、受入体制整備に向けた継続した協議を深めることが重要である。

【県内モデル市町における連絡協議会の例】



上記の例では、連絡協議会の構成団体が会議のために集まるだけでなく、その他の場面でも協力し、さまざまな取組を工夫している。

一例をあげれば、国際交流協会が主催し、日本文化を伝えたり、外国料理の講習会を行う「国際交流サロン」の開催にあわせ、小学校から中学校へ進学する外国人児童生徒やその保護者を対象に「就学支援ガイダンス」を実施している。

母語の通訳者は、地元にある国際交流協会の日本語教室で学んだ方が支援に入り、教育相談スタッフには、地域の特別支援学校から招いたコーディネーターを一員に加えるなどの工夫も行われた。

このように、市町教育委員会が主体となり、受入体制を地域に築く取組が、急な外国人児童生徒の転入に対する学校の初期対応を助けることになる。

#### 【プログラム】

- 1 中学校生活について
  - (1) 中学校教諭から
  - (2) 外国人の先輩から
- 2 個別の教育相談

## 2 指導体制の整備

外国人児童生徒の受入の実績がない地域でも、管理職や教員への研修は必要である。本冊子の活用を含め、基本的なノウハウを周知するとともに、日常の指導力向上を図るような研修会を活性化させたい。ある程度、日本語が理解できるようになっても、授業内容がわかりにくい外国人児童生徒にとって、教師の発する「発問」や「板書」のわかりやすさ等が、大きく影響するようになるからである。

※ 子ども多文化共生センターHP「日本語指導実践事例」等を参照



市主催の就学支援ガイダンスの様子

## 第2章 外国人児童生徒の受入がわかった時の対応

教育委員会は、外国人児童生徒の教育をすすめていくために、学校が必要とする人材や教材、情報等を継続的に供給する必要がある。

### 1 関係部局との連携を深める

外国人児童生徒と保護者が学校への就学を希望し、就学窓口に来た場合、基本的に次のような手続きを進める。

まず、市役所・町役場の担当課で外国人登録手続きを済ませているかを確認した上で、就学申請手続きを行う。学校と連携を図り、受入校を決定したら、就学通知書を保護者に渡す。そして、就学通知書を持って受入校へ手続きに向かってもらう。

#### 市役所・町役場：市民課（住民課）

- ・外国人登録、住居移動の手続き  
(就学適齢者の有無確認・編入学意思確認)



#### 教育委員会：学事課・学校教育課

- ・就学申請書受理
- ・就学通知書の発行（受入校の決定）



#### 受入校での手続き



こういった一連の受入手続きの中で問題となるのが、教育委員会と市民課（住民課）との連絡が不十分で、就学が遅れてしまう場合である。就学の遅れは外国人児童生徒の成長に大きなマイナスとなる。日頃から市民課（住民課）などとの連携をすすめ、受入がスムーズに進むように取り組むことが大切である。

各市町の国際交流協会などは、成人向けの日本語教室を開設している所が多く、子どもに関する情報等も入りやすい。さらには、子ども対象にも日本語を教えている、通訳や翻訳が出来るボランティアの登録や、学校への派遣も可能な制度を設けている場合もある。

そのような情報も日頃からつかんでおき、連携を深めていくことが大切である。

【その他の留意点】

- 1 査証（ビザ）がない場合や申請中の場合など、多様なケースがある。ビザが交付されるまで「体験入学」とし、交付後、正式な入学としている自治体もある。いずれにせよ児童生徒の学習機会の確保が最も大切である。
- 2 校区の決定は、機械的に住所から決めるのではなく、日本語指導の体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、柔軟な対応をすることが大切である。  
また、学年の決定は、生年月日に応じた学年に入ることを原則とする。ただし、一方で、外国人児童生徒とその保護者に、卒業後までの見通しを持たせながら、日本語の理解や既習学習の状況に応じて受入の学年を柔軟に対応することを各学校へ指導することも大切である。
- 3 居住地等の確認を行う必要がある場合には、外国人登録証明書による確認に限らず、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認を行うなど、柔軟な対応を行うことが大切である。  
※ 平成18年6月22日文部科学省初等中等局より、「外国人児童生徒教育の充実について」（通知）参照。

## 2 県教育委員会への迅速な報告

兵庫県教育委員会では、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教員等と当該児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど学校生活への早期適応を促進するために、母語の話せる指導者として「子ども多文化共生サポーター」を派遣している。派遣を希望する場合は、各地の教育事務所等を通じ、申請手続きを進めるとともに、状況をできるだけ早く報告することが肝要である。

また、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターには、日本語指導や通訳・翻訳、異文化紹介・異文化体験指導などができる「子ども多文化共生ボランティア」が登録されており、要請に応じて紹介している。（※費用は、依頼者の負担）

※子ども多文化共生センター

〒659-0031 芦屋市新浜町1-2 県立国際高等学校内

TEL 0797-35-4538 FAX 0797-35-4538

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>

## 第2章 受入直後（約1週間）の対応

### 1 支援者への理解を深める

県教育委員会等から派遣される支援者が決定したら、その支援者を学校へ紹介することになるが、この時、市町の担当者は、できる限り支援者と一緒に学校へ足を運ぶよう留意したい。支援者の服務監督責任は、市町教育委員会にある。支援者の特徴を知り、支援者が行う職務内容についても、派遣開始当初の段階で、学校を含めた三者の間で共通理解を図っておくことが、円滑な支援につながる。

また、初回以降も、支援者との話し合いの機会を確保し、その力量や性格、学校での取組の様子等を把握し、支援者に助言することが大切である。

#### 【子ども多文化共生サポーターから寄せられる苦情例】

- 1 県からは派遣の決定を聞いたが、いつから勤務するのか、市町や学校からなかなか連絡がない。
- 2 学校に行ったが、職員への紹介がなかった。行くたびに、「誰ですか？」というような顔をされる。サポーターに無関心な職員が多い。
- 3 教科書がもらえないので、次回の学習内容をどう通訳・翻訳するか、予習できない。
- 4 勤務する日数について、県から聞いた日数と、学校から言われる日数が違っていることがある。



### 2 学校の課題把握をすすめる

1週間という短い期間だが、外国人児童生徒の日本語理解の問題、外国人児童生徒に対する日本人児童生徒や教師の意識、また、サポーター等に関する学校側の受入体制の問題点、必要な教材や教具等の不足、外国人児童生徒の家庭内の問題など、様々な課題が見えてくる。これらの課題を把握することが求められる。

受入当初の対応によって、外国人児童生徒や保護者が日本の学校に対して抱く印象は変わってくる。また、社会情勢の緊迫感から生じる差別や偏見に、外国人児童生徒がさらされていないかを学校から聴き取るなど、きめ細かな対応や配慮を学校に対して指導することに留意したい。

## 第3章 受入初期（約1ヶ月間）の対応

### 1 教材・情報など集中管理と課題への対応

1週間を過ぎれば、いくつかの課題が明らかになるが、学校だけの力で、外国人児童生徒の教育に必要な人材、教材、情報等を十分に確保していくことは、容易ではない。課題の重要性は理解できても、なかなか人手も時間も十分に割けないという学校が多くある。

そこで、教育委員会が外国人児童生徒の教育に必要な人材、教材、情報を一元的に管理し、課題への対応を行うことが求められる。

各学校が必要な情報を探す際に必要な情報を、市町教育委員会のホームページ等でも掲載したり、ホームページから必要な文書をダウンロード出来るようにすることが必要である。国際交流協会等のホームページとリンクすることで、一層効果的な情報提供ができる。

### 2 関係者間のネットワーク構築

人材や教材、情報の集中管理とともに併せて重要なことは、関係者相互のネットワークを築くことである。指導のための資料や教材の情報が得られたとしても、日々の指導の中では、なかなかうまく指導ができず悩んだりする。そのような時に、経験豊富な指導者や有効な助言がもらえる専門家等とのネットワークが構築されると、担当者は一人で悩みを抱え込むことが少なくなる。

市内の担当者を集め「協議会」や「担当者会」を組織し、日常的に情報交換できるネットワークを築いていくことは、課題解決までの時間短縮につながり、担当者の指導力を向上させる。

外国人児童生徒教育担当者、日本語指導担当者、サポーター、母語支援員、ボランティアなどを結び、情報交換が出来る場を設定することが大切である。



### Ⅲ 資料編

#### 資料編の構成について

兵庫県内を含め、全国には、外国人児童生徒が多く在住する地域があり、早くから取組を進めてきた地域や学校がある。

こういった地域で作られた資料や教材等は、冊子として受け継がれ、保存されているものも多いが、インターネットの発達した近年では、ホームページ上などに掲載され、ダウンロードできるものが増えてきている。

資料編では、初期対応時に役立つ教材や指導資料の中で、インターネットから取得できるものを中心に集めた。

また、本県における先進校での実践事例や、多言語に翻訳された外国人児童生徒の受入にかかる資料等の情報は、「子ども多文化共生センター」のホームページに順次掲載している。今後もその内容を更新し、充実に努めていく方針であり、ここでの資料は、最小限にとどめている。

先進的な取組に学び、活用できる教材・資料等を積極的に取り入れ、新たな実践を生み出す糧としていただきたい。

